

## 我が国での統計処理上の補足的な規則について

平成7年ICD-10・平成18年ICD-10（2003年版）適用時、WHOの原死因選択ルールについてシステム化の検討を行い、その結果、WHO原死因選択ルールに記載がないものなどを補完する目的で整備したものの。

### 1. 分類（ICDコード）を細分化したもの

- (1) 感染症分類  
感染症法に規定された疾病に対応したもの  
例：A022 局所的サルモネラ感染症 → A022A = サルモネラ髄膜炎  
A022B = その他
- (2) 難病  
平成7年ICD-10適用時に疾病対策課と協議し、分類したもの  
例：G122 運動ニューロン疾患 → G122A = 筋萎縮性側索硬化症  
G122B = その他
- (3) 時系列  
ICD-9当時より細分化して把握しており、引き続き把握のために細分化しているもの  
例：P249 新生児吸引症候群，詳細不明 → P249A = 新生児吸引性肺炎  
P249B = その他
- (4) その他の疾患  
日本で把握すべき日本紅斑熱などについて分類したもの  
例：A778 その他の紅斑熱 → A778a = 日本紅斑熱  
A778b = その他の紅斑熱

### 2. 原死因選択のルールを補完したもの

- (1) 日本の死亡診断書の様式に合わせ、補足で適用した規則  
WHOの標準様式にない「手術欄」「解剖欄」等の情報を考慮し、原死因に反映させている。
- (2) 日本の死亡診断書の記載状況に合わせ、補足で適用した規則  
例：
  - ① 心不全（I509）の取り方  
日本における死亡診断書の記載状況（終末期の状態として「心不全」と記載されることが多い）に対応するための、一つの記載欄の中で他の明確な疾患と併記されている時は他の明確な疾患を原死因にしている。
  - ② 廃用症候群  
高齢者の死因に「廃用症候群」が記載される際、事実上、診断名不明確な病態として記載されることが多く、他に明確な疾患が記載されていれば、他の明確な疾患を原死因としている。

※「廃用症候群」が単独で記載された場合は、県から施設に照会しており、多くは原因疾患の回答を得ている。